

京都市大宮交通公園条例の一部を改正する条例（平成23年3月23日京都市条例第85号）（建設局水と緑環境部緑政課）

京都市大宮交通公園の駐車場の利用に係る料金を指定管理者に収受させため、必要な事項を定めることとしました。

主な内容は、次のとおりです。

駐車場

区 分	利 用 料 金 （ 1 回 に つ き ）
昼 間	30分までごとに100円。ただし、30分までごとに100円を加えた額が800円を超えるときは、800円
夜 間	60分までごとに100円。ただし、60分までごとに100円を加えた額が800円を超えるときは、800円

備考1 「昼間」とは午前8時から午後8時までを、「夜間」とは午後8時から翌日の午前8時までをいいます。

2 昼間及び夜間の区分を超えて駐車場に自動車を駐車させる場合の利用料金の上限額は、それぞれの区分の時間帯における駐車についてこの表の規定により計算した額の合計額とします。

この条例は、平成23年4月1日から施行することとしました。

なお、駐車場の利用に係る料金の承認の申請等の準備行為は、この条例の施行前においても行うことができることとしました。

京都市大宮交通公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成23年3月23日

京都市長 門川 大作

京都市条例第85号

京都市大宮交通公園条例の一部を改正する条例

京都市大宮交通公園条例の一部を次のように改正する。

第1条を次のように改める。

(設置)

第1条 児童に遊戯を通じて交通安全に関する知識及び交通道徳を学ばせ、併せて市民に憩いの場を提供するため、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園を次のように設置する。

名 称 京都市大宮交通公園

位 置 京都市北区大宮西脇台町

第2条各号列記以外の部分中「交通公園」を「京都市大宮交通公園（以下「交通公園」という。）」に改め、「の各号」を削り、同条第3号中「すべり台」を「滑り台」に改め、同条第4号を次のように改める。

(4) 植栽、花壇、休憩所、駐車場その他交通公園の効用を全うする施設

第3条中「交通安全知識」を「交通安全に関する知識」に、「行なう」を「行う」に改める。

第5条中「交通公園」の右に「(駐車場を除く。）」を加え、同条に次の1項を加える。

2 駐車場の供用時間は、午前0時から午後12時までとする。ただし、指定管理者は、必要があると認めるときは、市長の承認を得て、これを変更することができる。

第12条を第13条とし、第8条から第11条までを1条ずつ繰り下げる。

第7条第1項中「ゴーカート」の右に「又は駐車場（自動二輪車、原動機付自転車及び自転車の駐車の用に供するものを除く。以下同じ。）」を加え、「利用しようとする」を「利用する」に改め、同条を第8条とする。

第6条を第7条とし、第5条の次に次の1条を加える。

(駐車場に駐車させることができない車両)

第6条 長さが5.5メートルを超え、又は幅が2メートルを超える自動車は、駐車場に駐車させることができない。

別表を次のように改める。

別表（第8条関係）

1 ゴーカート

区 分	利 用 料 金 （ コ ー ス 1 周 に つ き ）
複 席	250 <sup>円</sup>
単 席	200

2 駐車場

区 分	利 用 料 金 （ 1 回 に つ き ）
昼 間	30分までごとに100円。ただし、30分までごとに100円を加えた額が800円を超えるときは、800円
夜 間	60分までごとに100円。ただし、60分までごとに100円を加えた額が800円を超えるときは、800円

備考1 「昼間」とは午前8時から午後8時までを、「夜間」とは午後8時から翌日の午前8時までをいう。

2 昼間及び夜間の区分を超えて駐車場に自動車を駐車させる場合の利用料金の上限額は、それぞれの区分の時間帯における駐車についてこの表の規定により計算した額の合計額とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 駐車場の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に駐車場の管理を行わせるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（建設局水と緑環境部緑政課）